

令和3年2月24日

保坂 伸 資源エネルギー庁長官 様

宮崎県延岡市長 読谷山 洋司
(公 印 省 略)

九州電力株式会社に対する調査のお願い

本市は、小売電力事業を行う地域新電力会社を設立し、低圧の一般家庭や中小事業者に対する低額できめ細かな料金プランにより地域経済の再生を図るとともに、それにより生まれる会社の利益を市に寄附することで新たな市の財源を確保すべく、約3年間検討を続け、今月新会社の事業計画をまとめ、必要な予算案を市議会に提案する考えです。

しかしながら、九州電力株式会社（以下「同社」という）は「延岡市が設立する新会社の容量拠出金の負担は多額になるので、赤字になる。」などと、根拠のない拠出金額を独自に試算した上、それを本市内の主な団体の長などに説明して回っています。

同社は、自社の拠出金額すら明らかにしておらず、また明らかにできる状況ではないはずにもかかわらず、設立されてもいない会社の拠出金額を試算した上で説明して回るという極めて不可解な行動をとっています。

小売会社設立を阻止する意図と思われませんが、これは明らかに電力システム改革に真っ向から反する妨害行為であり、且つ地方自治を侵害する行為です。

その上、まだ会社設立すら行われていないため何らの基礎数値もない中、同社は本市の新会社と営業形態が類似しているとして岡山電力株式会社（本社岡山市。低圧・小口の顧客中心に営業を行っている純粋の民間企業。）のデータを無断で九州電力送配電株式会社から入手し、その供給構造を推測し、それを延岡市が設立する新会社と同様であると根拠もなく仮定して拠出金額の試算をしています。このデータ利用は岡山電力株式会社は何らの了解を得ることなく行われており、違法であるとともに、分社後の送配電会社から顧客データを入手するという、電力システム改革を完全に形骸化させ真っ向から否定する行為です。

これらについては、既に同社に嚴重に抗議していますが、国民の利益を守るために、是非とも貴台において同社の行為に関する調査を行っていただくようお願い致します。

News Release



令和 3 年 3 月 29 日

電力・ガス取引監視等委員会

九州電力株式会社に対する業務改善指導を実施しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、九州電力株式会社（代表取締役 社長執行役員 池辺和弘）に対して業務改善指導を行いました。

1. 概要

九州電力株式会社は、令和3年1月から同年2月までの間、宮崎県延岡市において、市内の関係者に対し、同市で設立が検討されている地域新電力の創業事業計画に関して、容量拠出金の影響が加味されていないことの説明等を行いました。

九州電力株式会社九州地方において有する影響力に鑑みると、新規参入者の事業計画等について意見を述べ、又は説明等をする場合には、慎重かつ十分な配慮を要するものと考えられます。

本件は、電気事業法（昭和39年法律第170号）違反に直ちに該当するものとは認められなかったものの、以上の見地から、九州電力株式会社実施した説明の内容も考慮し、電力の適正な取引の確保を図るため、後記2のとおり指導を行いました。

なお、九州電力株式会社は、九州電力送配電株式会社から、他の小売電気事業者に係る情報を違法に入手し、上記試算に利用した事実は認められませんでした。

2. 指導の内容

今後、他の事業者の事業計画等に関し意見を述べ、又は説明等をする場合には、慎重かつ十分な配慮をすること

（本発表資料のお問い合わせ先）

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課長 恒藤

担当者：今泉、長窪、前山、鈴木

電話：03-3501-1355（代表）

電気事業法

(目的)

第一条 この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。

電気事業法

(一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。